

# CO-OP共済 重要事項説明書 2022.9版

(ご契約にあたってご承知いただきたいこと)

この重要事項説明書は、契約内容となる事項のうち、ご加入にあたって特にご確認いただきたい内容を、【契約概要】および【注意喚起情報】に記載したものです。必ずお読みください。ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。重要事項説明書は、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

## I. 契約の基本的なことから【契約概要】

### 1. 商品のしくみ

①特徴  
CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、コープ共済連)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。  
《あいづらす》の契約では、定期生命共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。  
共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。  
<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

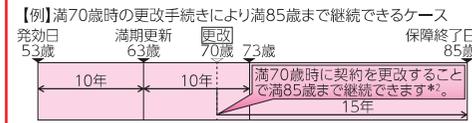


②保障期間等  
・《あいづらす》の共済期間は10年(満70歳時は15年)ですが、満期時に更新または満70歳時に更改のお手続きをすることで、最長満85歳まで契約を継続できます。

【例】満期時の更新手続きにより満85歳まで継続できるケース  
発効日 30歳 満期更新 40歳 更改 70歳 保障終了日 85歳



\*1 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。



\*2 満70歳で更改しない場合、73歳の満期日に契約は終了します。  
※契約を更新または更改する場合、その時点の満年齢の掛金が適用されますのでご注意ください。  
※掛金額、加入できる年齢、保障内容、付加できる特約については【保障表】、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については【契約意向確認書】をご覧ください。

### ③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限られます。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のア、イ、いずれもを満たす方 ア、契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父と兄弟姉妹)のいずれかの方 イ、各コースの加入できる年齢の方

### ④所定の健康診断書の提出が必要な年齢

新規または共済金額を増額する申し込みの場合、発効日において次のいずれかに該当する方は所定の健康診断書の提出が必要です。

死亡・重度障害共済金額	満41歳以上満50歳以下で2,000万円を超える場合 満51歳以上満65歳以下で1,000万円を超える場合 満66歳以上の場合(共済金額に関わらず)
-------------	--

※健康診断書の内容によっては加入できない場合があります。なお、すでにご加入の《あいづらす》の契約がある方は、合算した金額で判断します。

### ⑤加入限度

1人の被共済者につき、次のア、イ、の範囲で加入できます。  
ア、すでにご加入の《あいづらす》の契約と合わせて次の範囲まで加入できます(範囲内であれば複数加入することができます)。

発効日時時点の年齢	満60歳以下	満61歳以上満70歳以下	
保障内容等	死亡・重度障害共済金額	3,000万円	1,000万円*3*4
入院共済金額	日額10,000円	日額10,000円*3*4	
がんの特約	1契約のみ*5		

ただし、年齢に関わらず、加入申込書記載の「加入に制限がある職業」の方の加入限度は、次のとおりです。

死亡・重度障害共済金額	500万円*3*4
入院共済金額	日額5,000円*3*4

\*3 ゴールド85またはゴールド80の共済金額も含まれます。  
\*4 更新・更改の申し込みをする場合は、すでにご加入の契約の共済金額といずれか大きい額まで加入できます。ただし、共済金額の増額を伴う更新・更改ができるコースは、発効時年齢において募集しているコースに限りませす。  
\*5 がんの特約は、特約の名称に関わらず被共済者1名につき1契約のみです。  
※発効日において加入申込書記載の「加入できない職業」に従事する方は加入できません。ただし、更新・更改の申し込みの場合は、すでにご加入の共済金額まで加入できます。  
イ、他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます。

発効日において右記以外の職業(「加入できない職業」を除く)	発効日において加入申込書記載の「加入に制限がある職業」
死亡・重度障害共済金額	他のCO・OP共済の契約と合わせた加入限度はなし 《あいづらす》《ずっとあい》終身生命を合わせて1,000万円が限度
入院共済金額*6	《たすけあい》《あいづらす》《ずっとあらず》《ずっとあい》終身医療を合わせて日額23,000円が限度 《あいづらす》《ずっとあらず》《ずっとあい》終身医療を合わせて日額5,000円が限度

\*6 《あいづらす》がん入院共済金は含まれません。

### ⑥割戻金

決算後に剰余金が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法によりお支払いします。なお、割戻金は原則として契約終了時まで利息をつけて据置きしますが、共済期間中の請求も可能です。

### 2. 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者\*7です。  
②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。  
第1順位：□契約者の配偶者/第2順位以下：次の②～⑤の順

契約者と	同居している	②契約者の親族 ③契約者の配偶者の親族
	同居していない	④契約者の親族 ⑤契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。  
③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

\*7 契約者の意思が確認できない状態となったとき、また、がんの特約では契約者ががん告知がされないときに、共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人、事前に指定または変更することができます。

## II. 特にご注意くださいことから【注意喚起情報】

### 1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面により申し込みを撤回できます。

### 2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知しないことになりませんのでご注意ください。

### 3. 契約の成立と発効および保障の開始

コープ共済連が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

新規の申し込み*1	初回掛金振替日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
更改(保障内容等の変更)の申し込み	更改前契約の解約日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
がん治療共済金付がん特約(新がん特約)の付帯	責任開始日(新がん特約の申込日から91日目、または契約が発効する日のいずれか遅い日)に保障が開始します*2。

\*1 新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に行う場合(初回掛金とあわせて生協出資金を振り替える場合)、1回目の請求で振替ができなかったときは、翌月再度1ヵ月分の掛金と生協出資金を請求します。この場合、契約は生協出資金を含む金額が振り替えられた日の翌日に発効します。  
\*2 責任開始日より前に悪性新生物と診断確定された場合は、新がん特約は無効となります。

※事故(ケガ)に関する入院・手術共済金(入院特約を付帯する場合に限り)は、新規の申し込みの場合または更改等により新たに保障が追加となる場合に限り、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)によるものから保障の対象となります。  
\*2 掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次回振替日に請求します。

### 4. 掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日にご指定の金融機関口座から振り替えます。	
初回掛金	2ヵ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛金	4ヵ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

※掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次回振替日に請求します。

### 5. 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないことがあります。  
●共済事由に該当しない場合  
共済事業細則に定める「入院」の定義にあたりない入院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術などの場合  
●契約が無効となった場合  
発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、加入限度を超えていた場合(超過部分が無効となります)  
●告知義務違反により契約が解除となった場合  
告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となった場合

### ●次のような重大事由により契約が解除となった場合

故意に共済事由が発生させた場合/共済金請求の際に詐欺を行った場合/他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合/契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合/契約者、被共済者または共済金受取人が、コープ共済連の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等

### ●契約が失効した場合

掛金の払い込みがなされず契約が失効した場合  
●契約が取消しとなった場合  
契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消しとなった場合  
●共済事由の発生が次の表の原因による場合

すべての共済金(共通)	契約者、被共済者または共済金受取人の故意/被共済者の犯罪行為 等
死亡・重度障害共済金	申込日から2年以内の自殺(自殺行為による重度障がい) 等
入院・手術・がんの特約に関わる共済金	申込日より前に発生した事故/契約者または被共済者の重大な過失/薬物依存/無資格/酒気帯び運転/他覚症状のないむち打ち症/腰痛/背痛/病気に起因して生じた事故 等

### 6. 共済金を削減する主な場合

共済金をお支払いする場合で、次に該当するときは、共済金を削減してお支払いします。

申込日より前に発病した病気または受傷したケガによる、申込日から1年以内の死亡・重度障害共済金	申込日から90日以内は共済金額の30%、91日～180日以内は50%、181日～1年以内は70%の支払い
申込日より前に発病した病気による、申込日から1年以内の入院・手術に関わる共済金	

※がんの特約の各共済金には、削減してお支払する場合はありません。

### 7. 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。解約返戻金については、【契約意向確認書】をご覧ください。

### 8. 契約の自動更新

共済期間満了時には更新の案内を送付しますが、お申し出がない場合は更新時年齢が満70歳までの方は満期を迎える場合と同じ共済金額で自動的に契約を更新します。なお、更新日(満期日の翌日)における定期生命共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。また、更新に伴い、掛金が増えることがあります。

### 9. その他ご注意くださいこと

- ①重要なご案内ができないうれいがありますので、契約者の住所変更は必ずご加入の生協にご連絡ください。
- ②結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。
- ③契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。
- ④契約が解除または取消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
- ⑤入院またはがんによる通院期間中に契約を変更し、共済金額を増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
- ⑥加入コースを変更した場合でも、1回の入院・がんによる通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。

## がんの特約について

「申込日から91日目」を「責任開始日」とし、「責任開始日」から保障を開始します。 **がんの特約責任開始日**



ただし、「発効日」が「申込日から91日目」よりも後になる場合には、がんの特約の保障は「発効日」から開始します。

## CO-OP共済「ご意見・ご要望」の窓口

☎0120-497-350 月～金 9:00～17:00 土曜・日曜、祝日、年末年始は休業  
皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しております。また、ホームページでも受け付けております。  
CO-OP共済 検索 <https://coopkyosai.coop>

## CO-OP共済 個人情報の取り扱いについて

【利用目的】皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払②CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスののご案内・提供④業務品質向上のための取組み⑤弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き⑥その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスの提供⑦弊会がウェブサイトに入力いただいた個人情報や、ウェブサイトの閲覧履歴やアクセス状況の情報を分析に基づき、サイト利用者の関心に応じた各種共済商品・サービスに関する広告等および弊会ウェブサイトのサービス改善等⑧その他、上記に関連する業務、並びにお取引等を通じた円滑に履行するための業務【第三者への提供】弊会は、次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。①ご本人の同意をいただいている場合②法令に基づく場合③利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先に提供する場合④個人情報保護法に従って個人データの共同利用を行う場合⑤再保険のために再保険会社に個人データを提供する場合【共同利用】弊会は、弊会の会員生協、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。詳しくは、コープ共済連、またはご加入の生協のホームページをご覧ください。コープ共済連のホームページ: <https://coopkyosai.coop>